

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 27 日現在

機関番号：30127

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K02113

研究課題名(和文) 政策決定過程における精神障害当事者委員参画と当事者活動との関連

研究課題名(英文) Participation of Persons with Mental Disorders in the Policy-making Process and Relation to Participant Activities

研究代表者

松本 真由美 (Matsumoto, Mayumi)

日本医療大学・保健医療学部・教授

研究者番号：20738984

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は地方行政に多様な民意を反映させるために設置されている地方精神保健福祉審議会への当事者委員の参画の推進と、精神に障害のある人々を含めた精神保健福祉システム構築の可能性を明らかにすることを目的とし、地方精神保健福祉行政を当事者委員と民間団体が協働で構築する都道府県を抽出し、詳細に分析を行った。その地域では、精神科病院に長期入院する人々の地域移行を官民当事者が一体となり推進していた。オーストラリアにおいては強制入院者の入院が長期化しないための権利擁護機関があり、また、精神疾患経験者の声を地域精神保健福祉システムに活かすしくみが整えられ、今後の日本の精神医療の改善に向け貴重な示唆が得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

精神保健福祉審議会への当事者委員の参画が微増傾向にあり、徐々に当事者の声を行政の施策に活かす方向がみられた。また、モデル地区として抽出したA地域は行政機関、福祉事業所、当事者委員の協働がなされ、精神科病院からの地域移行が適切に実施されていた。NSW州には行政機関とは独立の精神保健委員会が存在し、委員会内の審議会には複数の当事者委員が参画し、精神保健福祉計画の立案等に関与していた。トライビューナルのしくみは入院者の権利を擁護する体制が整えられていた。精神に障害のある人々も含めた精神保健福祉システムの構築と長期入院者を生まない権利擁護の視点の重要性を見出すことができた。

研究成果の概要(英文)：This study promotes the participation of members with mental disabilities in local mental health and welfare councils, which are established to reflect diverse public opinions in local governments, and builds a mental health welfare system that includes people with mental disabilities. The possibility of a detailed analysis was conducted by extracting prefecture where the local mental health and welfare administration was established through collaboration between the committee members and private organizations. In that area, the public and private sectors worked together to promote the migration of people who were hospitalized for long periods. In Australia, there is a rights advocacy organization to prevent the hospitalization of long term involuntary hospitalization, and a mechanism has been established to utilize the voices of people with lived experience of mental health issues in the community mental health welfare system. valuable suggestions were obtained.

研究分野：社会福祉学

キーワード：精神保健福祉審議会 当事者委員 精神科病院 長期入院 地域移行 権利擁護 オーストラリア

研究成果報告書

1. 研究開始当初の背景

地方精神保健福祉審議会（以下、審議会）は都道府県・政令指定都市（以下、都道府県等）に設置可能で、地方行政に多様な住民の意思を反映させるためのものであり、知事に諮問や答申で、精神保健福祉に特化した、大局的な議題に関し審議できる重要な会議と位置づけられている。その委員の多くは精神医療従事者等専門職であるが、行政の制度・政策立案はサービスの受益者である精神に障害のある人自身の意見を政策決定過程に反映させることが必要と思われる。

しかし、松本が実施した平成 26 年度調査結果によれば審議会への当事者委員参画率は 32.8%にとどまり、参画が少ない原因の分析と参画拡大を図る必要性が生じた。先行研究で、審議会に当事者委員の参画がある都道府県等とない都道府県等の行政担当者に聞き取り調査を実施し、当事者委員参画の有無による都道府県等の特徴と、参画のない都道府県等の理由について検討した結果、行政機関の当事者活動の把握の有無と、当事者団体との連携の有無が参画に影響していることを見出した。

そこで本研究においては精神に障害のある人々の当事者活動をいかにして行政担当者が認識し、審議会をはじめとする諸会議への当事者委員の参画につなげるかを検討し、精神に障害のある人々を含めた精神保健福祉システム構築の可能性を明らかにするため、研究を計画した。

2. 研究の目的

本研究は地方行政に多様な民意を反映させるために設置されている審議会への当事者委員参画の推進と、精神に障害のある人々を含めた精神保健福祉システム構築の可能性を明らかにすることを目的としたものである。しかし、研究の進展につれ、諸外国では精神に障害のある人々の権利擁護が重視されており、日本における精神保健福祉システム構築上取り上げるべき課題と考えられたことから、当初の研究目的に加え、精神に障害のある人々のための、また、彼らによる権利擁護の必要性についても明らかにする。

3. 研究の方法

当事者委員参画の動向を把握するため、全国 67 都道府県等の審議会への当事者委員の参画状況に関する質問紙調査と、20 名の当事者委員、47 か所の都道府県等の審議会の行政担当者を対象に聞き取り調査を実施した。また、諸外国の概況を調査するため、当事者委員の参画が当たり前になされているオーストラリア・ニューサウスウェールズ州(以下、NSW 州)の Mental Health Commission (精神保健委員会)への訪問調査を実施し、当事者委員参加の役割とその意義について分析を行った。

4. 研究成果

1) 精神保健福祉審議会への当事者委員の参画

全国 67 都道府県等への当事者委員参画に関する質問紙調査を実施し、当事者委員の参画が 4 割を超え、過去 3 年前や 6 年前の調査と比較し、微増傾向がわかった。続いて、20 名の当事者委員と、47 名の行政担当者に聞き取り調査を実施し、当事者委員ならではの役割とその意義について尋ね、行政担当者には当事者委員の参画の有無と都道府県等の参画実現可能または不可能な事情を把握した。これらの結果、地方精神保健福祉行政を当事者委員と協働で構築する都道府県等がある一方、当事者委員参画のない都道府県等は参画の検討さえ行われていないことがわかった。また、当事者委員が活躍できるためには、もともと当事者団体と行政機関につながりがあり、当事者団体の活動実績を持つ人が委員になり、意見表明を行う傾向が見られた。

2) モデル地区の精神保健福祉システムの概況

行政担当者への聞き取り調査の結果から、精神に障害のある人々を含めた福祉コミュニティを構築していると思われるモデル地区として A 地域を抽出した。A 地域は精神科病院長期入院者の退院支援を、国の補助金事業開始以前から県独自に実施し、行政担当者が地域移行のための関係者間のネットワークを構築し、コーディネーターを活用しながら手厚い支援のもとに多くの人々を退院に導いた顕著な実績がある。行政機関は当事者団体の支援に力を入れ、政策提言できる力のある当事者を発掘し、行政の複数の会議への参加を促してきた。当事者委員は精神医療に関わる多様な課題について活発に意見を述べ、改善に向け、活動していた。また、元行政職員が地域事業所の運営に関わり、精神科病院からの退院者の地域生活の拠点として重要な役割を担っていた。

A 地域の行政担当者、福祉事業所、当事者委員への聞き取り調査から、A 地域が全国に先駆け地域移行を円滑に推進できた要因、国の補助金事業終了後の進展を把握することができ、多職種協働の意義を見出すことができた。A 地域の地域移行の特徴は、複数のキーパーソンの存在、知的に障害のある人々の地域移行の経験をもとに、精神に障害のある人々へと展開する際の行政機関の後押し、地域事業所、当事者団体、行政機関の良好な関係性、コーディネーターや登録ピアサポーターらが、入院者の退院の意欲の喚起や地域生活体験への同行等、入院者に寄り添う支援を実現できた点を確認できた。

3) NSW 州の当事者参画

NSW 州では行政機関とは独立に Mental Health Commission (精神保健委員会) を組織し、精神保健福祉に関わる計画の立案や課題解決や苦情処理を取り扱っていた。当委員会内に審議会があり、委員会には複数の当事者委員が参画し、精神疾患経験者の声を行政施策に活かすしくみが作られていた。

オーストラリアは精神科病院の病床数が日本の 5 分の 1 以下と少なく、入院中の患者の権利擁護の体制が整っていた。具体的には、NSW 州の精神保健に関わる行政の会議に当事者委員が参画するだけでなく、精神科病院における非自発的入院や隔離・身体的拘束の問題について、改善を提案し、入院者の権利擁護に関与していた。

NSW 州にはトライビュートナルという準司法機関が非自発的入院の適切性について審判し、入院者の権利を擁護する体制が構築されていた。長期入院を生まない精神保健福祉システムとしてトライビュートナルでは 3 ヶ月ごとに入院者の入院継続の適否をチェックし、より適切な方法が見出せない場合の最終手段として非自発的入院が選択されていた。令和 4 年度にトライビュートナルと法的援助機関である Legal Aid NSW を訪ねた。審判の際には入院者本人のヒアリングを行い、あわせて代理人弁護士と主治医、その他、関係者の意見を聴取し、入院者の希望や病状をできるだけ正確に把握し、審判を下していた。代理人弁護士は Legal Aid NSW から無料で派遣され、誰もがサポートを受けられる体制が確立されていた。トライビュートナルの審判を行うパネルは弁護士、精神科医、適切な資格を有する三者で構成され、資格を有する者の中には精神疾患の経験者やその家族が含まれる。

以上のことから、日本の精神保健福祉システムが健全に機能するには、精神に障害のある人々を含めた地域ネットワークの構築はもちろん、長期入院者を生まない権利擁護の視点が重要と考えられる。今後も引き続き、審議会への当事者委員参画の必要性について行政機関にはたらしかけると共に、日本における精神に障害のある人々の権利擁護のしくみを整える必要がある。制度上保障されているものとして精神医療審査会があるが、対象者が年間約 28 万人と多く、書面審査に偏り、また、適時の審査が実施されず、審査結果がでるまでに時間を要し、その結果がほぼすべて入院継続である。権利擁護機関として機能していないことは以前から指摘されている。今後は、精神医療審査会の課題を克服し、精神に障害のある人々を含めた精神保健福祉システムを整えることがいっそう求められる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 5件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 松本真由美	4. 巻 25 (1)
2. 論文標題 求められる非自発的入院患者への権利擁護：オーストラリア・ニューサウスウェールズ州のトライビュナルと日本の精神医療審査会の比較から	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 精神障害とリハビリテーション	6. 最初と最後の頁 96 104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松本真由美	4. 巻 7
2. 論文標題 精神科病院における非自発的入院患者の権利擁護：オーストラリアのLegal Aid NSW(法的援助NSW)を通して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本医療大学紀要	6. 最初と最後の頁 45 57
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松本真由美	4. 巻 第5巻
2. 論文標題 地方精神保健福祉審議会への精神障害当事者委員の参画に関する検討 当事者委員への聞き取り調査から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本医療大学紀要	6. 最初と最後の頁 15 28
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 松本真由美	4. 巻 22 (1)
2. 論文標題 地方精神保健福祉審議会への精神障害当事者委員の参画に関する検討：当事者委員の参画がある群とない群の比較から	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 精神障害とリハビリテーション	6. 最初と最後の頁 53 60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松本真由美	4. 巻 4
2. 論文標題 精神に障害のある人々のパブリックコメントの活用の可能性：自殺対策行動計画へのパブリックコメントの作成を通して	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本医療大学紀要	6. 最初と最後の頁 73 82
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 松本真由美
2. 発表標題 精神科病院における非自発的入院患者への権利擁護 -オーストラリアニューサウスウェールズ州のトライビュナルを参考として-
3. 学会等名 日本精神保健福祉学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松本真由美
2. 発表標題 精神保健福祉資料にもとづく北海道の精神科病院の特徴 権利擁護の視点から
3. 学会等名 北海道地域福祉学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 松本真由美
2. 発表標題 精神科病院の非自発的入院患者の権利擁護
3. 学会等名 日本社会福祉学会第68回秋季大会e-ポスター発表
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 松本真由美
2. 発表標題 オーストラリアニューサウスウェールズ州の政策決定過程への精神疾患経験のある当事者委員の参画 政策提言としてのアドボカシー
3. 学会等名 日本地域福祉学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松本真由美
2. 発表標題 精神に障害のある人々の人権 - 精神科病院入院患者の権利擁護：オーストラリアとの比較から -
3. 学会等名 北海道地域福祉学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松本真由美
2. 発表標題 オーストラリアNSW州の精神保健福祉 精神疾患経験者による政策提言としてのアドボカシー
3. 学会等名 日本精神障害者リハビリテーション学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 松本真由美
2. 発表標題 ソーシャルアクションとしての政策決定過程への当事者委員の参画 地方精神保健福祉審議会を担当する行政職員への聞き取り調査から
3. 学会等名 日本地域福祉学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 松本真由美
2. 発表標題 地方精神保健福祉審議会における当事者委員の参画 当事者委員への聞き取り調査から
3. 学会等名 北海道地域福祉学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 松本 真由美	4. 発行年 2019年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 212
3. 書名 精神に障害のある人々の政策への参画 当事者委員が実践するアドボカシー	

1. 著者名 福祉臨床シリーズ編集委員会、古屋 龍太、大塚 淳子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 280
3. 書名 精神保健福祉の原理	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------